

知名町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

平成29年10月23日

第1 基本的な考え

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

知名町においては、農業従事者の高齢化に伴い今後担い手農家の減少が見込まれることから、引き続き遊休農地の発生防止・解消や中間管理事業を活用した担い手への農地利用の集積・集約化、農業の新規参入への促進に取り組む必要がある。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で「今後10年間で、担い手の農地利用が8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標として農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

法第7条第1項に基づき、知名町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	2,120 ha	5.1 ha	0.2 %
3年後の目標 (平成32年4月)	2,120 ha	2.9 ha	0.1 %
目 標 (平成35年4月)	2,120 ha	0 ha	0 %

【目標設定の考え方】

平成28年までの実績から、発生防止に取り組み、1年間の遊休農地の解消面積はおおむね1ヘクタールを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員は担当地区において、利用状況調査を毎年8月頃の実施する。利用状況調査の結果を踏まえて、協議・検討して利用意向調査を11月末までに実施する。なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	2,120 ha	1,693 ha	79.8 %
3年後の目標 (平成32年4月)	2,120 ha	1,718 ha	81.0 %
目 標 (平成35年4月)	2,120 ha	1,743 ha	82.2 %

【目標設定の考え方】

担い手への利用権設定や農地中間管理事業の活用により、農業委員1名年間概0.5 haを目標に推進する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小をを希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について、リスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
	(新規参入者取得面積)	(新規参入者取得面積)
現 状 (平成29年4月)	22 人 (16.5 ha)	0 法人 (0 ha)
3年後の目標 (平成32年4月)	31 人 (28 ha)	1 法人 (0.5 ha)
目 標 (平成35年4月)	40 人 (40 ha)	2 法人 (1 ha)

【目標設定の考え方】

24年度から28年度までの実績から、今後も毎年3名(4ha)新規就農者を確保していく。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

関係機関との連携について

農業委員や事務局、担い手担当の農林課と連携して、新規参入者の掘り起しや、農地の集積についての相談、営農についてアドバイス等を行う。

企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから農地中間管理機構を活用して、企業の参入の推進を図る。